人権だより NO. 1

令和4年7月27日 小美玉市立小川南小学校 人権教育部

インターネットと人権

インターネットが急速に広まり、多くの情報をすぐに収集することができるようになりました。また、世界中の人ともコミュニケーションをとることができ、情報媒体としての無限の可能性が広がっています。

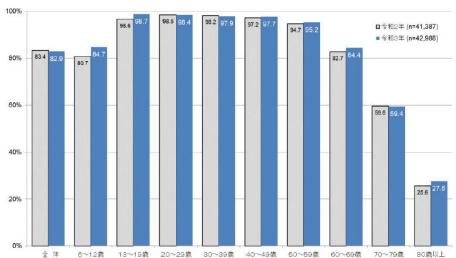
日本のインターネット利用者は約 I 億80万人にのぼり、I 3歳から59 歳までの年齢層では個人の利用率は 90%を超えています。(表 I)

(総務省「令和3年 通信利用動向調査」2021年より)

インターネットは私たちの生活を豊か

インターネット利用状況(個人)

(表1)



にする便利な道具である反面, 使い方を間違えたり, 悪意をもって使ったりすると「凶器」にもなります。誰でも書き込みができ, 匿名での書き込みも可能なため, 特定するのが困難な場合もあります。また, いったんネット上に掲載されると, 世界中から閲覧も可能になるため, 知らないうちにデータが広がっていく危険性があります。インターネットは, 利用する人のモラルとマナーが大切です。

インターネット上の人権侵害の例

- ① ブログや掲示板、SNS などへの誹謗・中傷の書き込み
- ② SNS によるいじめ
- ③ 個人情報や写真などを本人に許可なく掲載 など

家族で話し合いましょう!

夏休みに入り、子供たちのインターネットの利用も増えることが予想されます。ぜひ、お子さまと話合いの場を設けて「家庭でのルールづくり」をしてください。

- ① 何をするために使うのか(利用目的)
- ② いつ, どこで, どのくらい使うのか (利用条件)
- ③ みんなが気持ちよく利用するために気をつけることは何か(マナー)
- ④ トラブルや被害にあわないようにするためには、どうすればよいか(安全な利用)

インターネットによる人権侵害について家族で考えてみましょう。

